

募集要項 新旧対照表

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 修正前 | 修正後 |
|-----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-------------------|--|--|
| 1 | 1 | 第1 | 1 | (3) | | | | | | 募集要項等 | 本募集要項及びその添付書類は、以下のアからクまでの書類（これらに補足資料、三浦市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。アからクまでの書類は、審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（以下「提案審査書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、アからカまでの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。 | 本募集要項及びその添付書類は、以下のアからクまでの書類（これらに補足資料、三浦市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業実施方針に関する個別対話の議題、意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。アからクまでの書類は、審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（以下「提案審査書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、アからカまでの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。 |
| 2 | 2 | 第1 | 1 | (3) | | | | | | 募集要項等 | なお、募集要項等と三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業実施方針（令和3年4月9日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する意見又は質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。 | なお、募集要項等と三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業実施方針（令和3年4月9日公表。以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する個別対話の議題、意見又は質問への回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。 |
| 3 | 6 | 第2 | 1 | (6) | ア | | | | | 本事業の対象施設 | ※処理場（東部浄化センター）の諸元を0-1に示す。 | ※処理場（東部浄化センター）の諸元を別紙1-1に示す。 |
| 4 | 8 | 第2 | 1 | (9) | イ | | | | | 附帯提案事業 | 市は、優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする。 | 市は、優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容（評価対象となった提案に限る）を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする。 |
| 5 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | 任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く）自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。 | 任意事業とは、本事業用地及び施設、又は本事業用地外において、事業に係る全ての費用を運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く）自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。 |
| 6 | 9 | 第2 | 1 | (9) | ウ | | | | | 任意事業 | なお、任意事業を行うに当たっては、運営権者は、市と公有財産賃貸借契約を締結、又は市から必要な使用許可を受けなければならない。また、応募企業、構成員（協力企業を除く）が実施主体の場合で、上記に関して運営権者で対応等が困難となる場合は、あらかじめ運営権者と応募企業、構成員（協力企業を除く）間で契約を締結すること。同契約において、リスクや役割分担を明記すること。 | なお、任意事業を行うに当たって、本事業用地及び施設を活用する場合は、運営権者は、市と公有財産賃貸借契約を締結、又は市から必要な使用許可を受けなければならない。また、応募企業、構成員（協力企業を除く）が実施主体の場合で、上記に関して運営権者で対応等が困難となる場合は、あらかじめ運営権者と応募企業、構成員（協力企業を除く）間で契約を締結すること。同契約において、リスクや役割分担を明記すること。 |
| 7 | 15 | 第2 | 1 | (13) | | | | | | 各種計画支援、改築・増築に係る費用 | なお、市は本事業期間中の各種計画支援に係る費用の総額を約2.79億円（消費税及び地方消費税を含まない。）、改築に係る費用の総額を約57.91億円（消費税及び地方消費税を含まない。）を予定価格としている。これを上限として、応募者は各種計画支援、改築について提案すること。なお、事業年度毎の上限額は提案様式32（6）、（7）に示すとおりである。 | なお、市は本事業期間中の各種計画支援に係る費用の総額を約2.79億円（消費税及び地方消費税を含まない。）、改築に係る費用の総額を約57.91億円（消費税及び地方消費税を含まない。）を予定価格としている。これを上限として、応募者は各種計画支援、改築について提案すること。なお、事業年度毎の上限額は提案様式31（6）、（7）に示すとおりである。 |

募集要項 新旧対照表

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 修正前 | 修正後 |
|-----|----|-----|---|------|---|-----|---|-----|---|-----------------------------|--|--|
| 8 | 16 | 第2 | 1 | (14) | イ | | | | | 任意事業 | 任意事業を実施する場合、運営権者は市に対して、三浦市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年三浦市条例第20号）に基づき、任意事業に要する面積に応じて算定される当該年度の公有財産貸付料又は使用料を、任意事業を実施しようとする当該年度開始日の前日まで一括で市の指定する口座に振り込むものとする。公有財産貸付料又は使用料の詳細は、別紙3に示す。 | 任意事業を本事業用地及び施設を活用して実施する場合、運営権者は市に対して、三浦市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年三浦市条例第20号）に基づき、任意事業に要する面積に応じて算定される当該年度の公有財産貸付料又は使用料を、任意事業を実施しようとする当該年度開始日の前日まで一括で市の指定する口座に振り込むものとする。公有財産貸付料又は使用料の詳細は、別紙3に示す。 |
| 9 | 20 | 第3 | 2 | | | | | | | 表3-1 民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定） | 令和4（2022）年1月17日～2月4日 現地調査及び競争的対話 | 令和4（2022）年1月17日～2月18日 現地調査及び競争的対話 |
| 10 | 24 | 第3 | 3 | (2) | シ | | | | | 応募者に共通の参加資格 | 4（1）に示す三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。 | 5（1）に示す三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。 |
| 11 | 26 | 第3 | 3 | (3) | ウ | | a | | | 管路施設の維持管理業務を行う者 | 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理（処理施設・ポンプ施設）に準拠した資格を有する者を配置できること。 | 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理（処理施設・ポンプ施設（ <u>関連インフラを含む</u> ））に準拠した資格を有する者を配置できること。 |
| 12 | 27 | 第3 | 3 | (3) | エ | | a | | | 処理場、ポンプ場の維持管理業務を行う者 | 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理（処理施設・ポンプ施設）に準拠した資格を有する者を配置できること。 | 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理（処理施設・ポンプ施設（ <u>関連インフラを含む</u> ））に準拠した資格を有する者を配置できること。 |
| 13 | 30 | 第3 | 4 | (6) | ア | | | | | 競争的対話等についての実施の通知 | ア 競争的対話等についてのウェブ説明会 開催日：参加資格確認結果の通知後、2週間以内 開催時間：参加資格ありとした応募者毎に、午前9時から各者1時間で開催（予定） 開催方法：Zoom等を用いた映像、音声通話による説明を予定 | ア 競争的対話等についての実施の通知 参加資格確認結果の通知後、2週間以内に参加資格ありとした応募者毎に実施の詳細について通知する。 |
| 14 | 31 | 第3 | 4 | (6) | イ | | | | | 現地調査及び競争的対話 | 令和4年1月17日（月）から令和4年2月4日（金）までの間で、市が指定した日 | 令和4年1月17日（月）から令和4年2月18日（金）までの間で、市が指定した日 |
| 15 | 37 | 別紙1 | | | | | | | | 東部浄化センターの諸元 | － 1 東部浄化センターの諸元 | 別紙1－1 東部浄化センターの諸元 |
| 16 | 45 | 別紙3 | | | | | | | | 任意事業に関する公有財産貸付料又は使用料 | 任意事業に係る公有財産貸付料又は使用料は以下に基づき算出する。 | 任意事業（ <u>本事業用地及び施設を活用する場合に限る</u> ）に係る公有財産貸付料又は使用料は以下に基づき算出する。 |
| 17 | 45 | 別紙3 | 1 | ア | | | | | | 土地使用料の基準額 | 前年度の固定資産税評価額に評価倍率を乗じた額（円未満切り捨て）×4/100 | 前年度の固定資産税評価額（円未満切り捨て）×4/100 |
| 18 | 48 | 別紙6 | | | | | | | | 発生汚泥量 | 1,315トン（平成28年度実績） | 1,343トン（平成28年度実績） |
| 19 | 48 | 別紙6 | | | | | | | | 契約金額 | 16,200円/トン（消費税及び地方消費税別） | 16,200円/トン（消費税及び地方消費税込み） |

募集要項 新旧対照表

| No. | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | ① | 項目等 | 修正前 | 修正後 |
|-----|---------------|---------|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----------------------------------|-----|--------------------------|
| 20 | 55 | 別紙 7 | | | | | | | | 東部浄化センターの 月報・日報 | — | 開示資料集に追加 (No.240、No.241) |
| 21 | 55 | 別紙 7 | | | | | | | | 物品の予定価格一覧 | — | 開示資料集に追加 (No.242) |
| 22 | 55 | 別紙 7 | | | | | | | | 下水道BCP計画 | — | 開示資料集に追加 (No.243) |
| 23 | 55 | 別紙 7 | | | | | | | | 市が維持する協定等 | — | 開示資料集に追加 (No.244) |
| 24 | 55 ～ 56 | 別紙 7 | | | | | | | | 実施対象施設の地質 調査報告書 | — | 開示資料集に追加 (No.245～No.264) |
| 25 | 56 ～ 57 | 別紙 7 | | | | | | | | 東部浄化センターの 詳細設計業務委託の 報告書・計算書 | | 開示資料集に追加 (No.265～No.279) |